

特定非営利活動法人 Small Step 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Small Step という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市南区榎町二丁目60番地4に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慢性疾患児を含む子どもとその家族が社会生活の中で直面している様々なステップ(困難)を軽減又は解消するための支援事業を行い、慢性疾患児を含む全ての子どもの健全育成と自立を促すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業

(2) 慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業

(3) 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業

(4) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業

(5) 児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(6) 第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業

(7) 第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業

(8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拋出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を代表理事、若干名を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。なお、法第 20 条に定める欠格事項に該当するものは理事及び監事に選任することはできない。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、以下に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会、理事会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会及び理事会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、意見を述べること。

(6) 監事は、理事又は職員を兼ねてはならない。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 報酬を受ける役員には退職金を払うことができる。

4 前 3 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項、期中における事業計画及び予算の変更で事業内容に重大な影響を及ぼすもの

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案を行った場合、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 前項の規定により総会の目的である事項の全てについての総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が ある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 22 条第 3 項の正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項、期中における事業計画及び予算の変更で事業内容に重大な影響を及ぼさないもの

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、前条第 3 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び議事録作成人が署名又は記名押印しなければならない。なお、議事録作成人は前項第 5 号で議事録署名人に選任されたものとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	赤荻 聡子
理事	小柴 梨恵
理事	黒井 良子
監事	福田 篤子
監事	小玉 美津子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	3,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

(2) 年会費

正 会 員	個人	3,000 円	団体	10,000 円
賛助会員	個人	10,000 円	団体	30,000 円

附則

この定款は、平成 29 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、令和 5 年 1 月 18 日から施行する。

附則

この定款は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、令和 8 年 1 月 23 日から施行する。

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

2026年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人Small Step

1. 事業活動方針

Small Stepは、2017年8月8日の開設から丸8年が経過し、9年目を迎えている。これまで取り組んできた事業はいずれも、今この場にいる利用者、スタッフ、関係者一人ひとりの願いや希望に向き合い続ける中で生まれてきたものである。事業運営においては、行政の補助金を活用しながらも、制度や枠組みありきで事業を構築するのではなく、「今、何が必要か」という視点を起点に、一つひとつのケースに丁寧に向き合ってきた。その積み重ねが時間とともに蓄積され、Small Stepを形作ってきている。そして、こうした実践の積み重ねこそが、やがて社会のあり方を形づくっていくものと考えている。

2026年度も引き続き、各事業、そしてその中の一つひとつの支援に丁寧に取り組み、「私が私らしく あなたがあなたらしく その子がその子らしく 輝ける社会」の実現を目指す。一人ひとりが明日への希望を持てるよう、目の前の課題に誠実に向き合う姿勢を大切にしたい。

同時に、ビジョンの実現に向けては、事業としての持続可能性も不可欠である。そのため、事業全体を俯瞰し、持続可能な形での発展も見据えていく。

具体的には、保育園事業および中間支援事業においては、サービス内容の拡充と利用者数の増加を図る。居場所づくりサポート事業については、昨年度の活動を基盤とし、引き続き法人の理念や活動内容の発信を強化していく。また、Next Step Academyについては、新事業所としての開設を目標に、必要な準備を着実に進めていく。

これらの取り組みを通じて、収益性や運営基盤の安定を図るとともに、各事業の特性を生かしながら、段階的かつ確実な事業の成長と発展を目指していく。

2. 事業内容

・ 特定非営利活動に係る事業

① 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業

～医療的ケア児とその家族の社会参加を支えるインクルーシブな場の創出および理解促進の推進

・ 目的および実施内容

本事業は、昨年度の取り組みを基盤とし、その成果を踏まえながら、内容の充実および機能強化を図り実施する。地域住民に対する医療的ケア児およびその家族への理解促進と関係構築については、対象層を広げるとともに、交流の場におけるテーマの多様化を図り、より参加しやすくコミュニケーションを取りやすい機会の創出と継続的な関わりの強化を目指す。具体的には、祭りや展示、主体的に体験できる企画等を

実施する予定である。また、利用者との接点拡大については、単発的な参加にとどまらず、他事業への継続的な参加・利用につながるよう、導線を意識した展開を強化する。

さらに、インクルーシブな社会をテーマとした絵本『ゆめのいろはいくえんのいちにち〜いりょうてきケアのあるこもないこもじぶらしく〜』の続編および Universal Melodies については、発信機会および活用場面を拡充し、理解促進・普及啓発の中核ツールとしての機能をより一層高める。これにより、医療的ケア児支援に取り組む法人としての認知向上と信頼性の強化を図るとともに、インクルーシブな取り組みの発信力を高め、法人ブランド価値のさらなる向上を推進する。加えて、これらの取り組みを通じて事業間連携をより一層強化し、継続的な支援体制の高度化と持続可能な事業運営、安定した収益基盤の確立につなげる。

・受益対象者：

慢性疾患児ご家族、子育て中のご家族（約100名）地域の保育園・幼稚園、子育てに係る行政機関、医療関係者、子育て支援に関わる方、ご縁を頂いた団体

・法人、（約900社者）

・交流方法（場所）：

すもーるすてっぷ保育園や地域の場所での対面交流、オンライン開催、ハイブリッド開催等

・開催予定：別紙 1

・従事者人数：職員約 10 名

・支出見込み額：4,168,000円

助成元：バルシステム共済生活協同組合連合会「ささえあい基金」助成金、神奈川子ども未来ファンド助成事業、かながわボランティア活動推進基金補助、神奈川県マグカル展開促進補助金、NPO 法人 Small Step 会員会費、寄付金

②慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業

・実施内容

すもーるすてっぷ保育園が開所して9年目となる。これまでの蓄積を基礎に、「すもーるすてっぷ」らしい保育を際立たせる。内容は別紙2「全体的な計画」の通りであるが、この中でも「みんなでみんなをみる保育」がすもーるの特徴であるとも言える。個の集合体における保育園において、各個人の個性や想いが掛け合わせり、融合することで、その時その場にしかできない、また、適した、特色のある保育が展開されるように運営を行い、少子化の中でも選ばれる保育園を目指す。

- ・対象期間： 通年
- ・場所： すもーるすてっぷ保育園
- ・従事者人員： 職員約 16 名
- ・受益対象者： 定期保育利用者 12 名、一時預かり利用者 1 日約 1 名
- ・支出見込み額： 42,142,833円

③ 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業、及び、⑥第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業、及び、⑦第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業

・実施内容

2026年度は、昨年度より保育園からの継続支援として小学校への支援が複数決定している。これを踏まえ、保育園・幼稚園・小学校・放課後等デイサービスなど支援先の拡充を図りながら、各発達段階に応じた自立に向けた支援を系統的に実施する。特に、チーム体制での運営を一層推進し、支援先の増加に伴っても支援の質が安定的に担保される体制づくりを進める。

また、医療的ケア児が希望する進路を選択できる環境づくりに寄与するため Small Stepの医療的ケア支援事業（中間支援事業）の認知向上を目的とした広報活動を強化する。

- ・受益対象者： 1 歳～学齢期の医療的ケア児を受け入れる事業者 10社
- ・実施場所： 上記事業者の事業場所
- ・対象期間： 通年
- ・利用可能時間： 原則として平日の9時から 18時
- ・従事者人数： 職員約 10 名
- ・支出見込み額： 22,418,700円

④児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業～Next Step Academy

・目的および実施内容

2025年度に始めたNext Step Academyを恒久的に持続発展させられるよう、事業化することを目標とする。具体的には2026年度に横浜市放課後健全育成事業に申請し、2027年4月に学童保育所として開設できるよう、プログラム内容の開発と共に、事業所の整備を行い、開設に向けた準備を行う。内容に関してはインクルーシブな環境の中で子どもたちが主体的にチームでプロジェクトを達成していくことを軸とし、それぞれが個性を発揮できる環境を整えていく。事業所の整備にあたっては、恒久的に持続できるよう、収益化構造を意識して整えていく。

- ・ 受益対象者：小中学生（20名程度）
- ・ 場所：南区、西区、神奈川区、等
- ・ 開催予定：拠点決定後は通年を目指す
- ・ 従事者人数：職員 3 名
- ・ 支出見込み額： 4,773,000円

⑤児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

・ 実施内容：

昨年度に引き続き、①における学齢期の子どもたちの、疾患があっても年齢に見合った経験ができる放課後の居場所づくりの一つの方向性として、障害者通所支援事業の事業化のための調査、計画具体化・認可取得のための準備活動の期間として考える。

- ・ 受益対象者：学齢期の医療的ケア児や障害児 10名
- ・ 実施場所：未定（準備期間中は、本社）
- ・ 対象期間： 通年
- ・ 支出見込み額：①の費用に包摂
- ・ 従事者数： 3名

(別紙1)

医療的ケア児とその家族の社会参加を支えるインクルーシブな場の創出および理解促進の推進
実施計画

開催予定日	内容	開催場所	目標数
4月12日 6月21日 10月 3月	Universal Melodies	吉野町市民プラザスタジオ A ビエラストジオ、NEXT 新拠点	各回 50 名
8月、9月 11月、12月	出張 Universal Melodies	港南地域ケアプラザ、静岡	各回 50 名
1月	Universal Melodies × はま っこ南	未定	30 名
5月17日	港南メディカルフェステ ィバル	港南地域ケアプラザ	70 名
8月	すもーるすてっぷ夏祭り	すもーるすてっぷ保育園	40 家庭
10月10日	睦町公園映画会、民衆館 お祭り	絵本上映	130 名
1月	ハローワーク就職相談会	ハローワーク	20 名
1月	みんなのフェスティ PAL	横浜パル中センター	70 名
2月	かながわボランティアフ ェスタ	かながわ県民センター	70 名
3月	関東学院講義 × 地域へのケア支援発表	関東学院大学	20 名
年間	絵本制作、配布	地域の場	配布 1000 部
4月ー8月 週 2 回開催	Next Step Academy	AIAI カフェ、ビエラストジオ	50 名
10月、1 月、2月	Next 体験イベント × 学童 広報	学童開所予定場所・地域	50 名

保育理念 (事業運営方針)		すもーるすてっぷ保育園は、一人ひとりの子どもがその子らしく、主体的に生きる力を培うための養護と教育を実践します。		
保育方針		・子どもの発達に合わせて安全で安心できる環境を整え、大切な子どもを守ります。 ・十分な数の保育者を配置し、子どもからの発信に細やかに対応し、発達の基礎となる安定した情緒を育みます。 ・活動・食事・排泄・睡眠のバランスを取り、安定した生活習慣を身につけます。 ・発達の一歩一歩を、子どもが自ら「やりたい!」と思えるよう、発達に応じた働きかけを行いながらじっくり待ちます。 ・はじめての「できた!」が確実なものになるよう、繰り返しを大切にします。 ・様々な活動を通して豊かな経験ができる環境を整え、集団活動と個の関わりの両面から、興味関心が広がりが深まるようにします。 ・異年齢保育を行うことで、互いに刺激し合い、自分を大切に、友だちを思いやり、互いに育ちあう保育を目指します。 ・集団とは多様な個の集まりであることを意識し、その時々々の集団の状況に応じた働きかけを行います。 ・保育者は子どもにとっての見本であることを意識し、保育者自身が自分らしく輝き心豊かに過ごせるよう努力します。 ・保育園は子育てのパートナーであり、ご家庭と密に連携をとりながら、お子様の成長と一緒に喜べるよう信頼関係を築きます。		
保育姿勢		～みんなでみんなをみる保育～ 私たちは主体的に課題に取り組み、協働と調和をもって互いを尊重できる保育を実践します。		
子どもの保育目標		～「自分でしたい」と思える子、「やりたい」を「もっとやりたい!」にできる子。～ ・さまざまな体験を通して感じたり、気付いたり、できるようになります。 ・自分で感じ、考え、決めて、表現する。 ・主体的に関わろうとしたり、他者と協調しようとする。		
年齢		いっぽぐみ(低月齢児)		にほぐみ(高月齢児)
発達過程		・自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになる。 ・身近な人や、身の回りの物への自発的働きかけができるようになる。 ・運動機能や発達や新しい行動の獲得により、色々なものに働きかける意欲が一層高まる。 ・自分の意思を伝えたいという欲求が高まる。 ・指差し、身振り、片言など、盛んに使うようになり、二語文を話し始める。 ・自我が芽生えると同時にイヤイヤ期に入ります。 ・乳児食から幼児食に移行して食べるようになる。 ・身の回りのことを自分でしようとする。 ・基本的な運動機能や指先の機能が発達する。 ・排泄の自立のための身体的機能が整ってくる。 ・言葉も著しく増加し、自分の意志や欲求を言葉で表出できるようになる。 ・自我の育ちの表れで自己主張が強く見られる。 ・模倣と象徴機能の発達により、大人と一緒に簡単なごっこ遊びを楽しむようになる。 ・食具をうまく使いながら食事をする。		
保育のねらいと内容				
年齢		0歳児	いっぽぐみ(低月齢児)	にほぐみ(高月齢児)
養護	生命の保持	・健康で安全に過ごせる。 ・一人ひとりの生理的欲求が十分に満たされ、生活の安定が図られる。 ・一人ひとりが快適に生活できる。		
	情緒の安定	・自己の欲求を十分に受け止められながら情緒を安定させ、安心して過ごせる。 ・一人ひとりの子どもが自分の気持ちに安心して表すことができる。 ・一人ひとりの気持ちに寄り添い、信頼関係を深めながら安心して過ごせる。		
教育	身体的発達	健康	・明るく伸び伸びと生活し、自分から身体を動かすことを楽しむ。 ・走る、跳ぶ、登る、引っ張るなど、全身を動かす遊びを楽しむ。	・「自分でやってみたい!」という気持ちが生まれ、身の回りのことをやってみようとしたり、少しずつできるようになる。 ・一人ひとりの子どもの状態に応じて、睡眠など適切
	社会的発達	人間関係	・保育士などの受容的応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし安定感をもって過ごす。 ・身の周りの様々な人がいることに気づき、徐々に友だちと関わって遊ぶ。	・身の回りに様々な人がいることを知り、徐々に友だちと関わって遊ぶ楽しさを味わう。
		環境	・安全で活動しやすい環境での探索活動などを通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。	・身の回りのものや、親しみのもてる草花や虫を見たり、触れたりして、保育者から話を聞いたりして興味や関心を広げる。
	精神的発達	言葉	・保育者の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ・生活に必要な簡単な言葉に気づき、聞き分ける。	・自分のしてほしいことや嫌な事を、言葉や仕草で伝える。 ・保育者が仲立ちをして生活や遊びの中で、言葉のやりとりを楽しむ。
		表現	・音楽やリズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。 ・体の諸感覚の経験を豊かにして、様々な感覚を味わう。	・保育者と一緒に人や動物などの模倣をしたり、経験したことを、生活や遊びの中で、保育者と共に自由に表現する。 ・音楽やリズムを意欲して表現する楽しさを味わう。
	食育	食を営む力の基礎	・見る・触る・味わう・経験することを通して素材そのものや関わる人に対して感謝の気持ちを育む ・自分で進んで手掴み食べから食具を使って食べられるようになる ・友達と一緒に食べる楽しさを感じながら、いろいろな味を発見し、食べる事が好きになる ・食べるだけでなく、調理に向けての簡単な行程を知り好奇心を育む ・様々な食形態の物を食べる事で咀嚼力を身につけていく ・郷土食や行事食がある事を知り、楽しく食べる	
特別活動		特別活動として、「おんがくあそび」「せいしかつ」「えいご」「サイエンス」を実施。 ・様々な活動に意欲的に参加する中で興味関心が広がり、豊かな経験を積むことができる。新たな経験を増やし、気付きや意欲につなげる。 ・チャレンジする気持ちから成功体験を積み、自信へとつなげる。 ・季節の行事やあそびを取り入れ、季節を感じられるようになる。		
障害児/医療的ケア児保育		・現在の状態を総合的に把握し、その子がその子らしく過ごしているかを評価する。 ・地域の中での自立を目指して、ご家庭や関連機関と共に必要なサポートを行う。		
保健衛生		・園児の健康管理・安全管理・環境衛生管理のマニュアルを運用し、保健衛生に関する正しい知識や情報と対応策を全職員で共有する。 ・保健だよりや日々の声掛けによって、保護者に協力をお願いや、病気・保健に関する情報の提供を行い、園児の健康保持、増進をはかる。 ・園児に向けた保健衛生の年間指導計画をたて実行することで、園児も興味、関心をもてるようになる。		
避難訓練		・年間計画に従った避難訓練(火災、地震、不審者対応など)を実施する。 ・災害発生時に子どもの命を守るよう、全職員が必要な対応を取ることができるよう訓練する。 ・子ども達の発達段階に応じた「防災」の理解を働きかける。		
緊急対応訓練		・年間計画に従い緊急対応訓練を実施し、緊急時に慌てず、冷静に対応できるようにする。 ・全スタッフが子どもの変化を察知する能力を身に付ける。子ども達の急変に備え、必要な知識を得る。 ・全スタッフが臨機応変な対応能力を習得する。		
地域の育児支援		・育児相談サービス「Small Ally」を行っています。 ・慢性疾患のあるお子さんの育児相談を受け付けています。 ・一時保育を行っています。 ・保育体験会の企画実施を行っています。 ・近隣施設や地域の名人/達人、ボランティア等との交流を行っています。 ・慢性疾患児を積極的に受け入れ、地域の園への移行を支援しています。		

2027年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人Small Step

1. 事業活動方針

Small Stepは設立10年目を迎え、これまで積み重ねてきた実践を土台として、新たな成長段階へ進む一年と位置付ける。

これまで当法人では、「私が私らしく あなたがあなたらしく その子がその子らしく輝ける社会」の実現を理念とし、制度や既存の枠組みにとらわれることなく、一人ひとりの子どもや家族の課題に向き合いながら事業を展開してきた。その積み重ねにより、保育園事業、医療的ケア児中間支援事業、居場所づくり事業など、それぞれの事業が地域に定着しつつある。

2027年度は、これまで蓄積してきた支援実践を組織全体の資産として整理・共有し、複数拠点展開を見据えた組織基盤の強化を重点課題とする。AI等のデジタル技術も活用しながら、支援ノウハウの蓄積、人材育成、業務効率化を進め、支援の質と持続可能性の両立を図る。

保育園事業では、医療的ケア児を含む多様な子どもが安心して過ごせる環境づくりをさらに推進するとともに、中間支援事業では保育園・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等との連携を拡充し、医療的ケア児が地域で学び育つ環境づくりに取り組む。

また、居場所づくり事業では、「Next Step」をブランドとして、学習支援（Next Step Academy）、放課後児童クラブ（Next Step Club）、プロジェクト活動（Next Step Project）を相互に連携させ、子どもたちが学び・過ごし・挑戦できる環境づくりを進める。さらに、子ども食堂や地域交流活動、Universal Melodies等を通じ、多様な人々がつながるインクルーシブな地域づくりを推進する。

これらの事業を通じて、地域社会への貢献と法人経営の持続可能性を両立させ、将来を見据えた安定した組織運営を実現していく。

2. 事業内容

・ 特定非営利活動に係る事業

① 慢性疾患児及びその家族を対象とした居場所づくりサポート事業

～医療的ケア児とその家族の社会参加を支えるインクルーシブな場の創出および理解促進の推進

・ 目的および実施内容

2027年度は、子ども食堂やNext Step Project、Universal Melodiesなどの参加型事業を通じて、多様な人々が自然に交流できる機会を創出するとともに、地域住民、教育機関、企業、行政等との連携を深め、医療的ケア児とその家族への理解促進を図る。

また、インクルーシブな社会づくりをテーマとした絵本の制作・普及や情報発信を継続し、法人の理念や活動への理解を広げる。あわせて、本事業を地域との新たな接点づくりの場として位置付け、保育園、中間支援事業、放課後児童健全育成事業等への継続的な利用につながる仕組みを強化することで、地域における支援の充実と法人全体の事業基盤の強化を目指す。

Next Step Academyは、一人ひとりの学習状況や個性に応じた学習支援を通じて、自ら学ぶ力を育むことを目的として実施する。

2027年度は、レンタルスペース等を活用し、小規模な学習支援事業として開始する。Next Step ClubやNext Step Projectと連携しながら、子どもたちが「学ぶ・過ごす・挑戦する」を一体的に経験できる環境づくりを進め、今後の本格展開に向けた事業基盤を整備する。

・受益対象者：

慢性疾患児ご家族、子育て中のご家族（約100名）地域の保育園・幼稚園、子育てに係る行政機関、医療関係者、子育て支援に関わる方、ご縁を頂いた団体

・法人、（約900社者）

・交流方法（場所）：

すもーるすてっぷ保育園や地域の場所での対面交流、オンライン開催、ハイブリッド開催等

・開催予定： 詳細スケジュールは未定

・従事者人数：職員約 10 名

・支出見込み額：3,435,000円

助成元：パルシステム共済生活協同組合連合会「ささえあい基金」助成金、神奈川子ども未来ファンド助成事業、かながわボランティア活動推進基金補助、神奈川県マグカル展開促進補助金、NPO 法人 Small Step 会員会費、寄付金

②慢性疾患児を含む子どもを対象とした保育所の運営事業

・実施内容

すもーるすてっぷ保育園は開園10年目を迎え、これまで培ってきた保育実践を基盤に、「みんなでみんなをみる保育」をさらに発展させる。これは、子どもや関わる人一人ひとりの個性や想いを大切にしながら、それぞれの関わりが互い

に影響し合い、園全体で子どもの育ちを支える保育である。多様な子どもたちと多様な人々が共に育ち合うことで、その集団だからこそ生まれる特色ある保育を実践するとともに、医療的ケア児を含め、一人ひとりの発達や個性に応じた保育を提供する。

また、地域との連携や情報発信を強化し、保護者や地域から信頼され、選ばれる保育園づくりを進めるとともに、居場所づくり事業や中間支援事業など法人内の各事業との連携を深め、地域全体で子どもの育ちを支える体制づくりを推進する。

- ・対象期間： 通年
- ・場所： すもーるすてっぷ保育園
- ・従事者人員： 職員約 16 名
- ・受益対象者： 定期保育利用者 12 名、一時預かり利用者 1 日約 1 名
- ・支出見込み額： 42,142,833円

③ 慢性疾患児を含む子どもが福祉施設、教育機関等に参加するための支援事業、及び、⑥第3号を実施するために行う労働者派遣事業及び職業紹介事業、及び、⑦第3号を実施するために行う保育所等訪問支援事業

・実施内容

2027年度は、保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、放課後等サービス等への医療的ケア支援を継続・拡充し、医療的ケア児が地域の中で希望する学びや生活を選択できる環境づくりを推進する。

また、支援件数の増加に対応しながらも、一人ひとりに質の高い支援を提供できるよう、支援ノウハウの蓄積や職員育成を進め、チームによる支援体制の充実を図る。

さらに、教育・福祉・医療機関等との連携を深めるとともに、本事業の周知・広報を進め、地域における医療的ケア児支援の充実に取り組む。

- ・受益対象者： 1 歳～学齢期の医療的ケア児を受け入れる事業者 10社
- ・実施場所： 上記事業者の事業場所
- ・対象期間： 通年
- ・利用可能時間： 原則として平日の9時から 18時
- ・従事者人数： 職員約 10 名
- ・支出見込み額： 22,960,000円

④児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業～Next Step Club

- ・ 目的および実施内容

2027年度は、Next Step Clubとして放課後児童健全育成事業を開始し、子どもたちが安心して過ごし、自ら学び、挑戦できる放課後の居場所づくりを進める。

子ども一人ひとりの個性や興味を尊重しながら、遊びや生活を基盤とした学びに加え、地域との交流や体験活動、Next Step Academy、及び、Next Step Project等と連携した活動を実施し、多様な経験を通して主体性や協働する力を育む。

また、地域のニーズに応えられる持続可能な運営体制を構築するとともに、保育園、中間支援事業、居場所づくり事業等との連携を図り、地域における継続的な子どもの育ちを支える拠点づくりを推進する。

- ・ 受益対象者：小中学生（20名程度）
- ・ 場所：南区、西区、神奈川区、等
- ・ 開催予定：拠点決定後は通年を目指す
- ・ 従事者人数：職員 3 名
- ・ 支出見込み額： 11,971,807円

⑤児童発達支援及び放課後デイサービス事業等の児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

- ・ 実施内容：

本事業については、2026年度に引き続き、学齢期の子どもたちが、疾患や障害の有無にかかわらず年齢に応じた経験や学びを得られる環境づくりを目指し、障害児通所支援事業の事業化に向けた調査・計画の具体化及び認可取得に向けた準備を継続する。また、放課後児童健全育成事業との連携を視野に入れ、地域のニーズに応じた事業のあり方を検討していく。

- ・ 受益対象者： 学齢期の医療的ケア児や障害児 10名
- ・ 実施場所： 未定（準備期間中は、本社）
- ・ 対象期間： 通年
- ・ 支出見込み額： ①の費用に包摂
- ・ 従事者数： 3名

2026年度活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	141,210		
賛助会員受取会費		141,210	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000	4,000	
3. 受取助成金等			
受取補助金(保育園運営)	41,015,165		
受取補助金(その他)	4,480,000		
		45,495,165	
4. 事業収益			
保育園定期利用者保育料	4,162,500		
保育園一時保育料	0		
医療的ケア業務受託	0		
その他中間支援事業	23,511,600		
		27,674,100	
5. その他収益			
その他収益	462,000	462,000	
経常収益計			73,776,475
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	47,334,000		
法定福利費	5,175,000		
福利厚生費	240,000		
中退共保険料	1,320,000		
人件費計	54,069,000		
(2) その他経費			
業務委託費	620,000		
租税公課	1,218,700		
会議費	0		
旅費交通費	3,004,000		
通信費	404,000		
消耗品費	912,000		
修繕費	0		
水道光熱費	540,000		
地代家賃	4,536,000		
保険料	132,000		
産廃取扱代	52,800		
減価償却費	1,003,033		
雑費	4,679,000		
研修費	0		
広報費	0		
給食食材費	1,200,000		
賃借料	480,000		
支払い手数料	652,000		
支払利息	0		
雑損失	0		
その他経費計	19,433,533		
事業費計		73,502,533	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,216,000		
法定福利費	85,000		
退職給付債務	264,000		
人件費計	2,565,000		
(2) その他経費			
業務委託費	900,000		
旅費交通費	60,600		
保険料	0		
雑費	1,375,000		
支払い手数料	144,000		
雑損失	0		
その他経費計	2,479,000		
管理費計		5,044,000	
経常費用計			78,546,533
当期経常増減額			-4,770,058
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0		0
税引前当期正味財産増減額			-4,770,058
法人税等			
税引後当期正味財産増減額			-4,770,058
前期繰越正味財産額			29,635,371
次期繰越正味財産額			24,865,313

2027年度活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで
法人の名称 特定非営利活動法人 Small Step

(単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	150,000	150,000	
2. 受取寄附金 受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等 受取補助金(保育園運営) 受取補助金(その他)	43,000,000 8,601,500	51,601,500	
4. 事業収益 保育園定期利用者保育料 保育園一時保育料 医療的ケア業務受託 その他中間支援事業	3,000,000 0 0 25,000,000	28,000,000	
5. その他収益 その他収益	5,852,000	5,852,000	
経常収益計			85,603,500
II 経常費用			
1. 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費 退職給付費用 中退共保険料 人件費計 (2) その他経費 業務委託費 租税公課 会議費 旅費交通費 通信費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 保険料 資産取集代 減価償却費 雑費 研修費 広報費 給食食材費 賃借料 支払い手数料 支払利息 雑損失 その他経費計 事業費計	51,352,282 5,827,954 285,157 0 1,570,000 59,035,393 1,619,280 1,700,000 0 2,793,041 584,000 1,224,000 6,000 881,603 5,136,000 195,791 105,600 1,160,533 3,821,060 0 0 1,397,882 480,000 369,457 0 0 21,474,247	80,509,640	
2. 管理費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費 退職給付債務 人件費計 (2) その他経費 業務委託費 旅費交通費 保険料 雑費 支払い手数料 雑損失 その他経費計 管理費計	2,216,000 85,000 0 264,000 2,565,000 900,000 60,000 0 1,375,000 144,000 0 2,479,000	5,044,000	
経常費用計			85,553,640
当期経常増減額			49,860
III 経常外収益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用	0		
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			49,860
法人税等			49,860
税引後当期正味財産増減額			24,865,313
前期繰越正味財産額			24,915,173
次期繰越正味財産額			